

協同農業普及事業の実施に関する方針

(平成28～32年度)

平成28年 4月

鳥 取 県

協同農業普及事業の実施に関する方針目次

まえがき	4
第1 普及指導活動の課題	5
1 本県普及指導活動の基本的な課題	
2 普及指導活動の対象	
3 本県普及指導活動の重点支援事項	
第2 普及指導員等の配置に関する事項	5
1 普及指導員等の配置	
2 普及指導員等の在任期間	
第3 普及指導員等の資質の向上に関する事項	6
1 向上を図るべき資質	
2 資質向上の方法	
(1) 自己研修及びOJTの推進	
(2) 集合研修等の強化	
(3) 幅広い職務経験の必要性	
(4) 普及指導員資格者の確保	
第4 普及指導活動の方法に関する事項	7
1 普及指導活動における課題と対象の重点化	
2 農業改良普及所の配置と活動体制	
(1) 農業改良普及所の配置	
(2) 活動体制	
(3) 農業改良普及所の業務内容と進め方	
(4) その他普及活動上の留意点	
3 研究・普及推進室の設置と活動体制	
(1) 研究・普及推進室の設置	
(2) 活動体制	
(3) 研究・普及推進室の業務内容と進め方	
4 農業大学校等における教育・研修の充実	
(1) 学生教育	
(2) 研修活動	
(3) 農村青年等への支援	
(4) 学校教育との連携	
5 試験研究機関等との連携強化	
(1) 幅広い試験研究成果の普及	
(2) 現地課題の迅速な解決	
6 県関係行政部局や市町村等と連携した支援体制の構築	
7 民間専門家等の活用	
8 普及指導活動の計画、実施、評価	

- (1) 普及指導計画の策定
- (2) 普及指導活動の実施と運営
- (3) 普及指導活動の評価

第5 協同農業普及事業の実施に関する関係機関との連携等 13

- 1 市町村、農業委員会との連携
- 2 農業協同組合との連携
- 3 地域農業再生協議会等における活動
- 4 鳥取県農業農村担い手育成機構との連携
- 5 金融機関との連携
- 6 その他機関との連携

【別表】「普及指導活動の基本的な課題における支援対象と内容」 14

【その他、普及指導活動にかかる参考資料】 16

- 1 鳥取県普及職員研修基本計画（普及指導員等人材育成計画）
- 2 新任期普及員職場研修実施要領

まえがき

農政の大転換からTPP交渉の合意等にまで至る、様々な激動の環境の中、鳥取県農業も再興に向けて新たな一步を踏み出そうとしている。国は「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月）」を作成し農業所得の倍増を唱い、TPP対応として国内農業の競争力強化を掲げているが、鳥取県としても10年後の本県農業の姿を描きこれに向かって関係機関が連携協力しながら一体で進めるための「鳥取県農業活力増進プラン（平成27年3月）」を作成、本県農業の強みを活かしながら産地の競争力アップを着実に進めるよう、取り組みを開始したところである。

当プランは10年後においても本県農業の活力を維持し、新たな展開を生み出す施策を推進するための羅針盤として策定しているが、一方で、農地や農村が育んできた恵みと命を次世代につなげていくことも重要との認識から、県内の生産者の皆様とともに実行していくプランとしている。

農業改良普及員（普及指導員）は、その特徴である農業者と直接接する活動において普及教育的な手法を駆使し、自主的に経営や技術の改善に取り組むことができる農業者の育成、すなわち農業者の自立を支援してきたところであり、今後も先のプランに基づいて現地の生産者の皆様とともに農業・農村の発展を目指すものである。

引き続き農業改良普及員（普及指導員）は、農業者（農業経営体）に対し先進技術を指導する「スペシャリスト機能」と関係機関の連携を促す「コーディネート機能」を発揮しながら、地域農業振興のための課題を見出し、改善に向けた提案・計画活動を行うことを通じて、生産から加工、流通及び販売を総合的に支援することが重要である。

以上を踏まえ、農林水産省が制定した「協同農業普及事業の運営に関する指針」（平成27年5月）に基づいて、平成28年度から今後概ね5年間の本県における普及事業の実施に関する基本的な方針を定めるものとする。

なお、今回定める方針の前回からの主要な見直しポイントは以下の通りである。

- 県の普及活動が対象とする主要課題を明確化、また「鳥取県農業活力増進プラン」を着実に進行するための普及活動の連動性を明記した。
- 地域振興のビジョンを地元と共有しながら、その発展的な計画に基づく支援を行う。
- 多様な担い手育成を最重要のテーマと考え、関係機関と連携しながら普及活動の機能を最大限に発揮し実現できるよう、目標に掲げた。
- 普及活動の高度化をより一層進めるため、活動手法の中に情報通信技術（以下、ICTと表記）等を導入することを唱い、効果の高い普及活動の実現に向けた検討を進めることとした。
- 先進農業者との連携を進め、また活用できる民間活力の導入を検討しながら、独力では解決しがたい現場の課題に関しても、よりの確に対応できる様に工夫を続ける。
- 総合支援班と加工流通・農業労働（「生活」から改称）班との業務の整理、また、広域活動のため配置されている花き特技普及員と野菜特技普及員の業務連携のあり方、農業経営支援に当たる普及活動のあり方、等をあらためて明確にした。

第1 普及指導活動の課題

本県の普及事業は、本県の農業施策の基本となる「鳥取県農業活力増進プラン」に基づき、農業者等の要望に沿った普及指導活動を展開する。そのため、農業改良普及所（農業改良助長法第12条に規定する「普及指導センター」）は所管地域の実情に即した課題や普及対象を設定し、関係機関と緊密に連携し、効率的かつ効果的な普及指導活動を行う。

1 本県普及指導活動の基本的な課題

本県の普及指導活動に向けた基本的な課題は次のとおりとし、支援の内容を別表に示す。

- (1) 新たな担い手の育成・確保および担い手農業者等の経営発展
- (2) 多様なニーズに即した農畜産物等の安定生産と産地育成
- (3) 地域農業の振興と農村地域の活性化
- (4) 持続可能な農業生産の推進
- (5) 食の安全・安心の確保

2 普及指導活動の対象

普及指導活動の対象については、新規就農者および就農希望者、生産組織、経営改善に意欲的に取り組む農業者（認定農業者、農業法人、6次産業化志向農業者、農業への参入企業、集落営農組織等）、新たな農業の展開を目指す者（有機・特別栽培等持続可能型農業に取り組む農業者、新規作物を導入する農業者等）、経営参画に意欲的な女性農業者に併せ、地域農業の振興に取り組む組織等とする。

3 本県普及指導活動の重点支援事項

第1の1に掲げた本県の普及指導活動の基本課題において、本県施策を踏まえ重点的に推進する事項は次のとおりとし、積極的に取り組む。

- (1) 地域農業の振興と農村地域の活性化
- (2) 関係機関と連携した新規就農希望者および新規就農者への総合的支援
- (3) 女性の能力発揮支援、経営参画支援
- (4) 6次産業化等の取り組みによる収益向上

第2 普及指導員等の配置に関する事項

1 普及指導員等の配置

農業者ニーズの高度化・多様化に対応し、役割分担による効果的な普及指導活動を実施するため改良普及員（普及指導員）等を配置する。

(1) 改良普及員（普及指導員）

改良普及員を農業改良普及所に置き、直接農業者に接して農業生産方式や農業経営の改善、農業労働改善、6次産業化支援、新規就農支援及び調査研究等を行う。

(2) 専門技術員（農業革新支援専門員）

専門技術員（農業革新支援専門員）を農業振興戦略監とつとり農業戦略課研究・普及推進室に置く。運営指針に基づき先進的な農業者に対する支援を強化するため、高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応する農業革新支援センターとして研究・普及推進室を位置付ける。また、高度な専門性を有し、研究機関、教育機関、行

政機関等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、改良普及員等の専門分野ごとにおける普及指導活動の総括・指導、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談、支援対応等を担う。

2 普及指導員等の在任期間

改良普及員等の在任期間については、地域の実情を踏まえ、且つ農業者との信頼関係を維持しつつ継続的な普及指導活動を推進するという観点から、同一普及所で原則として概ね5年間程度継続して従事できるよう努める。

また、専門技術員等についても、改良普及員等との一体的活動が効果的に実施できるよう一定の在任期間の確保に努める。

第3 普及指導員等の資質の向上に関する事項

農業振興戦略監とつとり農業戦略課研究・普及推進室は、改良普及員等の資質が継続的に研鑽されるよう、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「鳥取県普及研修基本計画（普及指導員等人材育成計画）」策定する。概ね5年間における改良普及員等の研修及び各年度の研修実施計画を示し、これを基に研修を実施する。

1 向上を図るべき資質

改良普及員及び専門技術員の生産技術・経営指導能力（スペシャリスト能力）をはじめ、関係機関等との連携のもとに課題解決を図る能力（コーディネート能力）、総合的な課題解決能力（企画運営能力）の向上を図る必要がある。

また、普及指導活動の手法（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法及び地域農業について将来の展望に基づいた戦略を立案する手法等）について、計画的かつ継続的に習得させるものとする。

2 資質向上の方法

研修計画に基づき、自己研修及びOJT（On the job training）を基本に研修を充実・強化するとともに、最新のICT等も効果的に活用しつつ、計画的に集合研修や国等が行う研修への派遣を実施する。

（1）自己研修及びOJTの推進

農業・農村に対して常に問題意識を持ちながら、改良普及員等自らが普及指導活動を行う上で必要な新技術や新知識を習得し、自己能力の開発・向上を目指す。そのため、各農業改良普及所で自己研修及びOJTを実施する。実施に当たっては、研修総括担当者（次長等）及び農業改良普及所長を中心とした支援体制を強化するとともに、専門技術員等も必要な支援をする。また、必要に応じて職員人材開発センターや民間機関等も活用する。

（2）集合研修等の強化

実施に当たっては、各農業改良普及所の職員の現状の能力を把握し、本人の意向等を踏まえとつとり農業戦略課研究・普及推進室と協議する。とつとり農業戦略課研究・普及推進室は各農業改良普及所と調整し、農業関係機関はもとより職員人材開発センターや他部局組織や民間機関を積極的に活用した研修を計画する。併せて、国の研修

も活用しつつ普及指導員等の資質向上を図る。また、普及方法、販売やマーケティング、労働の効率化などについての資質向上も図っていく。

また、資質及び意欲の向上を図るため、課題解決のために取り組んだ調査研究等の成果や普及活動事例等を、改良普及員及び専門技術員が相互に交換する機会を設ける。

(3) 幅広い職務経験の必要性

普及指導員等の知識・技術の向上と、幅広い視野に立った総合的な能力の向上を図る観点から、一定の在任期間を確保しつつ試験研究機関、農林水産部各課、他部局等の幅広い職務を経験させるよう努める。

(4) 普及指導員資格者の確保

普及指導員として必要な力を身につけるため、受験資格を有する者に対し「普及指導員資格試験」の受験を推進し、有資格者の確保に努める。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動における課題と対象の重点化

普及指導活動を効果的且つ効率的に実施するため、農政の展開方向および地域の実情に沿って、必要性および緊急性の高い課題から重点化する。

地域の支援対象は、第1の2に掲げた者のうち、経営改善に意欲的に取り組む農業者に重点化する。また、支援対象が取り組む経営改善や新たな取組等が軌道に乗るまでの一定期間を重点的に支援する。

重点化に当たっては、地域の農業者、関係機関、団体等の意見を聴き、これらとの役割分担を明確にする。

2 農業改良普及所の配置と活動体制

(1) 農業改良普及所の配置

効率的な普及活動を地域で展開するため、農業改良普及（支）所を各地方事務所に設置する。

(2) 活動体制

各農業改良普及所は各特技（作物、野菜・花き、果樹、畜産、加工流通・農業労働）の専門班を編成し、必要に応じて、複数の農業改良普及所に所属する広域活動専門の担当者を配置する。

加工流通・農業労働班については、農産物の加工・販売及び農業労働などの特技分野の支援を行う。また、総合支援班（担当）については、担い手育成全般にかかる対応を一元化した窓口と位置づけ、新規就農や6次産業化の推進等、ニーズや重要性、複合性の高い分野にも総合的に支援する。

集落営農、農業法人、認定農業者及びこれらを志向する農業者の支援や、地域農業の振興課題等、専門班をまたがる活動については、主に総合支援班（担当）でプロジェクトチームを編成して対応する。

専門分担方式を基本としつつ、地域農業の課題について対応するため担当地域についても分担を明確にして活動する。

市町村や農業団体等との連絡調整を行う市町村窓口担当を配置する。

また、農（林）業振興課との連携の下に市町村等の単位で連絡会議を設け、地域農業の振興課題について関係機関と情報交換を密に行う。

(3) 農業改良普及所の業務内容と進め方

農業改良普及所長は、普及活動が効率的かつ効果的に展開できるように、地方事務所内、市町村、JA、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構等との連携強化を率先して行い、職員にも関係機関との連携を促しながら所全体の調整に努め、業務を総括する。

改良普及員等は、現場で直面している技術的、経営的な課題の解決や、開発された新技術等の早期普及を図るため、調査研究を行いながら業務を進める。また、巡回指導、展示ほの設置、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して技術及び知識の普及指導を行う。各担当地域の実態を把握し、特技内や特技間の連携・情報共有を密にしつつ、関係機関との役割分担を行い、全体をコーディネートして普及活動を効率的かつ効果的に展開する。

基本的な課題ごとの活動上の留意点については別表のとおりとするが、活動に当たっては特に関係機関との連携について留意する。

また、別表に示したもののほか、食育活動、農産物・加工品のマーケティング等、地域農業の活性化に必要と思われる活動を行う。

(4) その他普及活動上の留意点

ア 一般的な技術指導については、農業協同組合の行う営農指導との役割分担を明確にし、必要に応じて対応する。

イ 村づくり、男女共同参画、地産地消など地域課題は、市町村、県民局等が主体的に対応する。しかし、地域の実情に応じ要請等で支援が必要である場合は関係機関と協力して、普及活動を行う。

ウ 家族経営協定、認定農業者制度や男女共同参画等関係機関の業務と関係のある活動については、関係機関との役割分担と連携を図りながら取り組む。

エ 普及活動の実施に当たっては、支援対象・内容について農業協同組合、市町村等と十分話し合いを行い、農業者等への支援対応にすきまを生じさせないよう役割分担等を事前に行う。

3 研究・普及推進室の設置と活動体制

(1) 研究・普及推進室の設置

農業振興戦略監とっとり農業戦略課の中に研究・普及推進室を設置する。

(2) 活動体制

専門技術員は、普及方法、作物、野菜、花き、果樹、畜産、加工流通・農業労働、土壌肥料、病害虫、農業経営に関する高度で先進的な専門技術を分担して、改良普及員の活動を支援する。また、専門技術員等は農業革新支援専門員として、生産工程管理・農作業安全、持続可能な農業・鳥獣害、担い手育成、土地利用型作物、園芸、畜産、普及指導活動の7分野について担当する。専門技術員は、改良普及員に対する迅速で的確な支援を行うため、農業改良普及所ごとに窓口担当を設け、効率的な情報の収集と伝達に努める。

(参考) 専門技術員と農業革新支援専門員の対比表

農業革新支援専門員の区分	専門技術員の区分	農業革新支援専門員の区分	専門技術員の区分
生産工程管理・農作業安全	加工流通・農業労働、 ほか適宜担当	園芸	果樹、野菜、花き
持続可能な農業・鳥獣害	土壌肥料、病害虫、 ほか適宜担当	畜産	畜産
担い手育成	農業経営、ほか適宜担当	普及指導活動	普及方法
土地利用型作物	作物		

(3) 研究・普及推進室の業務内容と進め方

ア 改良普及員等に対する支援

(ア) 効率的、効果的な普及課題の解決を図るため、普及計画の樹立、普及活動の実施、活動実績の確認と評価に対して適切な支援を行う。

(イ) 改良普及員等の資質向上を目的とした研修を実施する。また普及所が行う調査研究、現地試験手法やOJTの支援も行う。

イ 農家に対する直接指導

解決が困難で高度な課題については、普及所や試験研究機関等との連携をはかりながら、直接農業者に対して課題解決に向けた普及支援活動を行う。

ウ 重点プロジェクト活動

地域全体の収益性向上や新技術の導入等を推進するなどの課題については、チームを編成し、改良普及員等と連携して解決に当たる。

エ 関係機関との連絡調整

(ア) 専門項目に関する試験研究機関・大学等の研究成果を把握し、改良普及員等に迅速に情報提供する。また、現場のニーズ把握に努め、試験研究の課題とすべき事項について試験研究機関に伝達する。

(イ) 農業改良普及所や関係機関、団体等の意向を把握し、普及事業の適切な運営に反映させる。併せて、関係機関等に意見や方策を提案するなど連携を図る。

(ウ) 農家や農業協同組合等との連携による「地域を支える元気な農林水産業」の実現と国への施策提言、支援施策に対するコスト感覚に基づいた効率的なサポート及び農業を活性化させるための試験研究の促進及び普及指導活動の充実を図るため、農家・農業協同組合等、市町村、県関係行政部局との情報共有を進める。

オ 調査研究の実施

技術的、経営的な課題の解決や、開発された新技術の早期普及を図るため、専門項目についての調査研究を実施する。

カ 普及指導活動におけるICT等先進技術の導入推進

広域活動を行う専門技術員と各地域における改良普及員の連携活動が、より高度で効率的な成果を求められる中で、ICTに代表される様なより先進的なシステム機器等の導入に関し、積極的に検討を進め推進を図る。

4 農業大学校等における教育・研修の充実

次代の農業・農村の担い手のための農業者研修教育施設として、学生教育の充実に加え、就農志望の明確な社会人等に対し農業技術や知識の習得のための実践的研修を

充実する。このため、教育・研修内容や体制のより一層の充実を図るとともに、関係機関、団体等との連携を密にすることにより、就農に向けたより現場を踏まえた支援を行う。

併せて、一般県民に開かれた農業者研修施設として、県民の農業理解の推進を目的とした幅広い教育・研修活動を行う。

(1) 学生教育

ア 学生教育では、養成課程農業経営学科を設置し、その中に果樹、野菜、花き、作物、畜産の5つの専攻コースを設ける。

イ 養成課程農業経営学科は修業期間を2年とし、生産から加工・販売までの専門的な知識、技術を体系的に教育する。

ウ 養成課程農業経営学科では、社会人特別入学制度を導入し、従来の新規学卒者のみならず、就農を希望する社会人経験者も育成の対象とする。

エ 就農を希望する学生に対して、農業改良普及所等の関係機関、団体との連携を強化し、雇用就農を含めた円滑な就農を支援する。

(2) 研修活動

ア 就農を希望する社会人等を対象に、研修課程を設置し、1年以内の修業期間で、就農に必要な知識と基本技術を実践的に研修する。

イ 研修課程では、研修生の実情に応じた段階別カリキュラムのもとで実習主体の研修を実施し、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構、農業改良普及所、市町村等との連携のもと、就農を支援する。

ウ 一般の農業者に対しては、農業機械などの研修の場を提供し、農業者としての資質向上を支援する。

エ 一般県民に対しては、農業に対する関心や理解を深めてもらう目的で、農業体験等の研修や講義の聴講を受け入れ、農業理解の場を幅広い世代に提供する。

オ 国際研修では、環日本海交流を始めとする国際化に資するため、農業技術の研修を目的とした外国人研修生を受け入れ、外国人研修生との交流を通して学生・一般研修生や県民の国際協力の意識醸成を図る。

(3) 農村青年等への支援

農業改良普及所は農業大学校と連携し、次代を担う農村青年の技術力及び経営管理能力の向上に関する主体的な活動支援をする。

(4) 学校教育との連携

農業改良普及所及び農業大学校は教育機関等との連携を図り、農業高等学校等の生徒に対して就農及び農村地域の担い手育成のための支援を行う。

5 試験研究機関等との連携強化

高度化、多様化する農業者等の要請に対応した技術開発や技術普及の迅速化を図るため、専門技術員等が中心となって普及組織、試験研究機関、大学及び民間機関等と一層の連携を強化する。

(1) 幅広い試験研究成果の普及

農業改良普及所の情報提供や現地の実証・展示ほ等を活用して、試験研究機関で開発された技術の迅速な普及に努める。また、開発技術が部分技術の段階であっても、現場での適応性の評価や体系化を行い、技術開発と普及のスピードアップを図る。

(2) 現地課題の迅速な解決

現地在解決を求める課題を、随時試験研究機関に伝達し、試験研究課題に反映させる。また、現地で発生する高度、複雑かつ緊急な課題については、試験研究機関の現地活動への参加を促し、密接な連携のもとに速やかな解決を図る。

6 県関係行政部局や市町村等と連携した支援体制の構築

改良普及員等の普及指導活動が効果的、機動的に実施され、農業者が積極的に経営改善や地域の活性化に取り組めるようにするため、県関係行政部局や市町村等と十分に連携し、農業補助奨励施策とあわせて農業者に働きかけるよう努める。

また、農業者の生の声をもとにして農業補助奨励施策が実施されるよう、普及指導活動の過程で収集した農業者の動向や意見などの情報について、随時県関係行政部局や市町村等に伝達する。

7 民間専門家等の活用

農業経営の高度化や法人化等の進展に伴って要請が高まっている税務・労務管理、マーケティング、ICT活用、加工品開発等の専門分野については、改良普及員及び専門技術員等が基礎的な知識を備えるとともに、必要に応じて民間専門家の活用を促進する。

また、農業者からの専門的な技術、地域農業振興などの要望に対しては、新技術の実践や青年農業者の育成等を行う指導農業士等先進的農業者を普及指導協力員として、その協力を得て効率的な普及指導活動に当たる。

8 普及指導活動の計画、実施、評価

農業改良普及所は、農業者が行う問題解決の支援、農業者や地域のニーズに即した活動、施策誘導課題を計画的に実施するため、向こう5年間の活動の基本方針や目標を普及指導計画として策定する。

また、それらを実現するために毎年度の活動計画を作成して、計画的、継続的に実施する。

さらに、期待される成果が上げられたか否か評価・公表し、普及指導活動の改善、向上を図る。

(1) 普及指導計画の策定

地域のニーズや課題、施策方向を十分把握し、農業者や地域の意見を聴くとともに関係機関と調整しながら以下の計画を策定する。

ア 普及指導計画総括表

普及指導計画総括表には、向こう5年間の所管区域内における普及指導活動の基本方針、活動体制等を記載する。

イ 普及指導基本計画

普及指導基本計画は、5年後の姿を目標として課題を決定し、目標に到達するために必要な普及指導内容を取りまとめる。目標に対する進捗状況、地域の実情の変化に応じてその都度見直しを行う。

ウ 普及指導年度計画

普及指導年度計画は、普及指導活動を計画的、継続的に実施するため、普及指導課題を決定して、普及指導内容等を作成する。

(2) 普及指導活動の実施と運営

普及指導活動を計画的に実施するため、農業改良普及所長を中心として次の事項に留意して取り組む。

ア 総括責任者の配置

農業改良普及所長は、次長(普及主幹)と共に普及指導年度計画を管理運営する。

専門班長及びプロジェクトチームリーダーは、専門班やプロジェクトチームの普及指導活動を総括する。

イ 進捗状況の把握

普及指導年度計画の推進に当たっては、内部打合せなどにおいて進捗状況等を確認するとともに、普及指導活動が計画的に進められるよう努める。

ウ 中間検討会の開催

年度の中途において普及指導活動の中間検討会を行い、その後における普及指導活動に役立てる。

エ 活動記録の作成と活用

普及指導活動の継続性を保持し、関係改良普及員の共通認識を図るため、課題または必要に応じて経営体ごとに活動経過及び活動結果などをまとめ、保管及び活用する。

(3) 普及指導活動の評価

普及指導活動を的確かつ計画的に進めるため、活動に対する評価を行う。

ア 各普及(支)所における普及指導活動実績検討会(内部評価)の開催

普及課題ごとに普及指導の経過、普及対象の物的・質的变化、到達目標に対する実績、残された問題点等を取りまとめ、効果測定及び評価を行う。

イ 農業改良普及事業評価検討会(外部評価)等の開催

(ア) 各普及(支)所段階

各普及(支)所では、各地域における「農業改良普及推進協議会」の役割を担うものとして委員を選定し、普及指導活動の課題、普及方法、関係機関との役割分担、活動成果等に関する幅広い視点からの、客観的な評価の参考となるような意見・要望を聞く会(「地域の意見を聞く会」)を開催する。得られた意見・要望は、次年度以降の普及指導活動に十分に反映させ、普及指導活動の改善に努める。

委員の構成は、普及対象である農業者等、生産部会代表者、地域代表者、市町村担当者、農業協同組合担当者等とする。

(イ) 研究・普及推進室段階

(ア)に加えて、本県の普及指導体制、全体的な課題設定の考え方等、必要とされる農業施策に関連して、効果的で効率的な普及活動が実施できているかの視点から外部評価会を実施する。毎年度、各普及(支)所の主要課題から1~2課題を選定し、評価対象とする。得られた評価結果は、普及指導の計画活動のみならず活動体制にも十分に反映できるよう、改善に努める。

なお、外部評価委員の構成は、農政や普及指導活動に精通した学識経験者、県内における指導農業者等先進的農業者(女性または若手を含む)、農業団体や民間企業、消費者、報道機関の代表者等とする。

ウ 普及指導活動成果、外部評価結果の発表

研究・普及推進室は、普及指導活動の成果、外部評価結果をインターネット等により積極的に公表しPRに努めると共に、同成果の他地区への普及に努める。

第5 協同農業普及事業の実施に関する関係機関との連携等

1 市町村、農業委員会との連携

地域農業の振興を図るため、市町村の要請に応じて技術的な課題や計画策定等に対する助言や支援を行う。また、農業生産力の増進及び農業経営の合理化支援の役割を持つ農業委員会や市町村とも連携を図り、役割分担して農業振興が円滑かつ効果的に推進できるよう支援する。

2 農業協同組合との連携

農業協同組合は、地域農業の振興と密接に関連した立場にあり、また、営農指導や流通販売に大きな役割を果たしている。そのため、農業協同組合の行う事業と連携し、役割分担して農業者の支援に当たる。また、農業協同組合に属する営農指導員等の資質向上に対し、必要に応じて協力する。

3 地域農業再生協議会等における活動

農業改良普及所は、「市町村地域農業再生協議会」の構成員となり、市町村、農業委員会、農業協同組合等との役割分担を明確にして、認定農業者や集落営農などの担い手の確保と、担い手の効率的かつ安定的な農業経営実現と発展等「人と農地の問題」の解決への支援に取り組む。

4 鳥取県農業農村担い手育成機構との連携

農業改良普及所・農業大学校は、担い手の研修及び育成について公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構と連携して実施する。

農地集積・農地中間管理についても農地中間管理機構である公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構と連携して「人・農地の問題」の解決への支援に取り組む。

5 金融機関との連携

農業改良普及所は、新規就農者や担い手の資金活用について、農業協同組合、日本政策金融公庫等の金融機関と情報共有しながら支援する。

6 その他機関との連携

- (1) 県域を越える広域的な課題に対しては、他都道府県との情報共有や技術協力等に努める。
- (2) 地域資源の活用による地域農業の振興の観点から、林業、水産業及び他産業の指導機関（商工会議所等）との連携を図る。
- (3) 県民の農業に関する理解を深めるため、行政、教育機関、農業団体等が実施する農業に関する教育に対し情報提供等の必要な協力を行う。

【別表】普及指導活動の基本的な課題における支援対象と内容

基本的な課題	支援の対象と内容	活動における留意事項
<p>新たな担い手の育成・確保および担い手農業者等の経営発展</p>	<p>○新規就農希望者への就農相談、新規就農者、青年農業者の定着と資質向上のための生産技術および農業経営に関する技術習得</p> <p>○戦略作物の活用や耕畜連携の技術導入による食料自給率向上、人・農地プランに基づく農地集積による規模拡大や作業の効率化などによる経営発展</p> <p>○生産・加工・流通・販売を通じた多様な事業者との連携した6次産業化の推進による収益力向上への取り組み</p> <p>○女性の農業経営参画および地域資源を活用した加工・商品化</p> <p>○農地保全や集落機能維持、生産コスト削減等による経営の効率化を目指す集落営農の組織化</p>	<p>○就農相談、就農関連情報の整備・提供等、関係機関と連携を密にし、円滑な就農を図る。</p> <p>○経営改善や新たな取り組みを行う際には情報提供、技術支援、経営アドバイスを行い、軌道に乗るまでの一定期間支援し、農業者等の自主的取り組みを助長する。</p> <p>○支援対象の選定にあたっては関係機関との連携に留意する。</p>
<p>多様なニーズに即した農畜産物等の安定生産と産地育成</p>	<p>○消費者ニーズに即した、農畜産物の安定的供給と産地発展への取り組み</p> <p>○新品種、新技術等を活用した農畜産物等の生産振興</p> <p>○加工・業務用需要や輸出拡大に向けた新たな生産流通体系の構築など産地の総合力向上に向けた取り組み</p>	<p>○新技術、新品種の普及について情報提供と技術支援を行う。</p> <p>○支援にあたっては、農業協同組合等の関係機関・団体と十分協議し、役割分担を明確にする。</p>
<p>地域農業の振興と農村地域の活性化</p>	<p>○遊休農地の有効利用による農地の保全、周辺地域等多様な関係者が連携した農業・農村を支える活動による中山間地等の農村の維持・活性化</p> <p>○被害の実情に合わせた鳥獣害防止技術の導入</p> <p>○農業機械の適正使用、環境整備等の注意喚起による農作業事故の防止</p>	<p>○地域農業振興等の支援にあたっては市町村等と合意形成を図るなど、関係機関との連携に留意する。</p> <p>○鳥獣害対策については、市町村、鳥獣対策センター等の機関と連携する。</p> <p>○農作業安全対策については地域の農作業安全・農機具盗難防止協議会と連携する。</p>

【別表（つづき）】

基本的な課題	支援の対象と内容	活動における留意事項
持続可能な農業生産の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の実践による化学資材の投入低減等、有機農業に向けた取組および特別栽培、エコファーマー等の取組 ○地球温暖化や気象変動に対する農業生産の安定に向けた取組、省エネルギー、省資源型農業生産体系の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○耕畜連携等地域内での連携支援を行うとともに、新たな技術情報の提供、地域の条件に対応した技術の体系化支援を行う。
食の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○生産現場における農畜産物の生産履歴の記録、資材の適正な使用など農業生産工程管理（GAP）の導入およびその実践による生産工程の改善 ○6次産業化に係る製造環境の整備や衛生の確保など加工食品の衛生管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係する制度、技術等の情報を提供する。

【その他、普及指導活動にかかる参考資料】

**鳥取県普及職員研修基本計画
(普及指導員等人材育成計画)**

(平成28～32年度)

平成28年4月

鳥取県農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課

鳥取県普及職員研修基本計画

平成28～32年度

作成日：平成28年4月1日

1 基本方針

農業・農村を取り巻く環境が急速に変化する中で、農業に意欲的に取り組む農業者に対する技術や経営の改善への支援、地域農業の活性化や、農村生活の改善への支援等を行うためには、普及職員の技術・経営指導能力（専門能力）をはじめ、関係機関との連携のもとに課題解決を図る総合指導能力（コーディネート能力）、総合的な課題解決能力（企画運営能力）の向上が不可欠である。

この基本計画は、改良普及員（普及指導員）及び専門技術員（農業革新支援専門員）が農業者等を支援していくために必要な普及職員の資質・能力（技術・知識等）向上対策を充実し、将来にわたって人材の育成・確保を図ることを目的に、概ね今後5年間の計画として策定するものである。

2 普及活動の目指すべき人材像

改良普及員は、農業者の意見・要望を十分に聴き取り、その中で問題を課題化し、関係機関とも連携しながら解決していくことができる職員。自ら技術向上に努め、地域農業の発展や農業経営改善に寄与する新技術導入や経営指導を行うことを基本として、関係機関と連携してスペシャリスト機能とコーディネート機能を十分発揮する資質を持つ人材である。

専門技術員は、行政機関や研究、教育機関等との連携により、効果的な普及指導活動に取り組む職員。自らの知識や技能等を注いで、専門分野ごとの普及指導員の資質向上のために普及指導活動の総括及び企画調整を行う。また、先進的な農業者等からの専門的な相談に対応できる高度で幅広い専門知識と資質を持つ人材である。

3 目指すべき人材像に求められる資質・能力

改良普及員及び専門技術員には、以下のような資質及び能力が必要である。

- (1) 農業者及び関係者との信頼関係を構築しようとする意識
- (2) 普及指導活動の手法（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法及び地域農業について将来の展望に基づいた戦略を立案する手法等）
- (3) 農業に関する必要な専門的生産技術・経営指導能力（スペシャリスト能力）
- (4) 農業現場で生じた問題等に対し、関係機関等との連携のもとに課題解決を図る能力（コーディネート能力）
- (5) 総合的な課題解決能力（企画運営能力）
- (6) 普及活動の成果や新たな知見、正確な情報の農業者等への情報発信力
- (7) より高度な普及活動展開のための自己啓発と、普及事業を継続的に行うための人材育成能力

4 人材育成に向けた取組（研修）方針

自己研修及びOJT（On the job training）を基本に研修を充実・強化するとともに、最新の情報通信技術（ICT）等も効果的に活用しつつ、計画的に集合研修や国等が行う研修への派遣を実施し、継続的に習得させる。

- (1) 農業改良普及所段階では、自己研修及びOJTを基本とした研修を実施する。研修総括担当者（次長等）及び農業改良普及（支）所長は普及職員の能力を的確に把握し、効果的な研修が実施できるよう体制を強化する。これに対して専門技術員も総合的に支援し、必要に応じて民間機関等も活用する。

また、若手改良普及員や普及経験の浅い職員に対して、現場での実際の活動を通じて普及手法を体得させるために普及職員OB等の活用を試行的に導入する。

- (2) 県段階では、専門技術員が中心となって体系的な研修を実施する。共通的な必須研修項目と普及職員個々で抱える課題、技術等の習得段階、緊急性等が異なることを考慮して、選択方式（県職員人材開発センターの研修を含む）とする。

- (3) 国の研修では、普及職員の計画的な参加を推進し、高度で先進的な技術、農政課題に関する知識等の習得を図る。

5 研修体系

(1) 若手改良普及員（経験年数1～2年程度）の研修

～基礎能力の早期向上～

経験年数1年目の普及職員（新規採用者及び他機関から新たに配属となった者）に、県庁、農業大学校等で、農業者等を支援するために必要な実践的な基礎技術の習得のための研修を行う。また、試験場等で特技部門の技術習得を図るなど、早期に円滑かつ効率的な活動ができるよう基礎的知識・技術を習得するための研修を行う。

経験年数2年程度の改良普及員（新規採用後2年目の者及び他機関から配属され普及経験の浅い者）は新任期OJTとして、現地の調査研究課題をテーマに調査方法や普及方法を実践しながら学ぶとともに、試験場等で特技部門の技術習得を図る。

また、若手改良普及員の指導力を早期に養成するため、農業改良普及所で新任普及員職場研修実施要領により重点的なOJTを実施する。

《経験年数1年》

○実践的農業基礎技術（実践指導力）研修

農業大学校等において実践的技術修得を図る。併せて、専門技術員を中心に農業並びに加工流通・農業労働の基礎技術・普及活動方法等の研修を行う。

・ 県農業の現状と課題及び普及方法研修	県庁等	3日間
・ 農業経営基礎研修	農業大学校等	7日間
・ 土壌診断研修	農業大学校等	3日間
・ 病虫害診断研修	農業大学校等	2日間
・ 鳥獣被害防止対策研修	農業大学校等	2日間
・ 農業機械研修	農業大学校等	1日間
・ 新任普及員基礎技術向上研修	各試験場、各普及所	10日程度

○新任期○ J T (農業体験、eラーニング等) (活動状況の交換・発表)	農業改良普及所等 随時 農業大学校等
●新規採用普及職員研修	農林水産研修所 4日間

《経験年数2年程度》

○部門技術向上研修(特技部門の技術向上)	普及所現地及び試験場等 20日程度
○新任期○ J T (農業体験、eラーニング等) (活動状況の交換・発表)	農業改良普及所等 随時 農業大学校等
●ブロック提案型研修 (若手普及員の資質向上研修)	中国四国農政局 2日間

(注) ○は県、●は国、中国四国ブロック段階で実施する研修を示す。以下同じ。

(2) 経験年数概ね3年以上の研修

- ・経験年数概ね3年以上：専門指導力強化研修
コーディネート能力(総合指導力)の向上研修
企画・運営能力の向上研修

ア 専門指導力強化研修

農業者、生産組織等の抱える技術的・経営的課題を適切に支援する上で必要な専門的知識・技術、情報処理等の指導能力強化のための研修を行う。

○技術向上研修(農業、加工流通・農業労働)(選択方式) 試験場等	5日程度
農業者の支援上必要な課題等について専門技術員が研修メニューを作成し、年間を通じ適切な時期に、試験場等の協力を得て行う。	
○水田農業経営確立研修(選択方式)	農業大学校等 1日
○経営強化研修(選択方式)	農業大学校等 10日
○情報処理研修(選択方式)	農業大学校等 1日
○農作業安全研修(選択方式)	農業大学校等 1日
○普及方法研修(選択方式)	農業大学校等 4日
○流通マーケティング研修	県内外の流通・販売業者等 3日間程度
担当地域の農産物の流通実態について、卸売市場から小売り・消費者まで情報収集することを通じ、改良普及員の流通・マーケティングに関する知識を深め、消費者ニーズに即応した農業者への技術・経営支援等、今後の普及指導活動に資する。研修プランは受講者自らが作成する。	
○○ J T	随時
●新任普及指導員研修(資格取得後)	農林水産研修所等 3日間
●行政ニーズ対応研修	農林水産研修所等 4日間
(水田営農、GAP導入、鳥獣被害防止対策、環境保全型農業、有機農業、 経営分析、新規就農支援、6次産業化推進支援、マーケティング等)	
●民間企業等派遣研修	関東地区等 5日間

イ コーディネート能力（総合指導力）の向上研修

関係機関との連携のもとに地域の多様な技術的・経営的課題を解決するために必要な知識・技術・手法等の習得を図るため、行政施策等に対応した地域の重要課題の解決手法についての実践的な研修を行う。

○ ○ J T	農業改良普及所等	随時
○ 自己啓発研修	職員人材開発センター等	随時
● 農政課題解決研修 (農村地域振興、農村地域マネジメント、農地集積・集約化支援 等)	農林水産研修所等	4日間

ウ 企画・運営能力の向上研修

普及指導活動で直面する農業者や地域の抱える課題を具体的に取り上げ、これを解決するための一連のプロセスを実践することを通じ、企画運営能力の向上を図る。

農業改良普及所においては、企画運営を目的としたケース・スタディ等の職場研修を強化する。

○ エキスパート養成研修 農業者を支援していく上で必要な普及員の得意分野を開発するため、自ら現場で問題を発見し、研修プランを立案・実行することを通じて資質の向上を図る。	農業改良普及所	1年間
○ 改良普及職員研修会 鳥取県改良普及職員協議会と共催。	県内	1日
○ トレーナー養成研修 新任普及職員のトレーナーを養成するため、新任普及職員に対する具体的なトレーニング法等について実践的な研修を行う。	職員人材開発センター等	1日
○ ○ J T	農業改良普及所	随時
○ 自己啓発研修	職員人材開発センター等	随時
● 専門指導力確立研修 (普及指導員実務能力習得研修)	農林水産研修所等	3日間
● 企画運営力強化研修 (普及指導センター所長研修)	農林水産研修所等	2日間

(3) 専門技術員（農業革新支援専門員）の研修

○ 自己啓発研修	職員人材開発センター等	随時
● 新任農業革新支援専門員研修	農林水産研修所	3日間
● 農業革新支援専門員実務能力習得研修	農林水産研修所	3日間
● 普及活動課題解決技術習得支援研修	農林水産研修所等	2日間

(4) 普及指導員資格の取得

改良普及員として必要な力を身につけるため、受験資格を有する改良普及員を対象に、「普及指導員資格試験」の受験を推進し、有資格者の確保に努める。

○普及指導員資格試験対策講座

園芸試験場等 8日程度

試験を突破するのに必要な、普及活動に関する知識や考え方の習得・醸成を行う。

6 人材育成の推進体制

とっとり農業戦略課と農業改良普及（支）所は、普及職員の資質向上を図るため、連携・役割分担して取り組む。国、民間等の提供する研修機会を有効活用する。

(1) とっとり農業戦略課の役割

地域農業の重要課題や普及指導員のニーズ等に即した研修を企画し、体系的かつ計画的な集合研修を実施する。県段階での各種研修や調査研究の実施については、担当分野ごとの専門技術員が中心となり、農業大学校、農業関係各試験場、関係各課等と連携して行う。

また、国段階の研修への普及指導員の派遣に際しては、研修の波及効率や成果等を鑑み、所属長と協議し、研修テーマでの職務歴や職務内容及び日常活動での自己研鑽意欲等に応じて派遣者を選定するとともに、研修後は集合研修等で研修成果の報告を行い、専門分野ごとに情報を共有する。

(2) 農業改良普及（支）所の役割

農業改良普及（支）所長は、各改良普及員の経験や指導力に応じて必要とする研修内容を把握するとともに、受講できるよう誘導する。また、研修への参加促進や日常活動での自己啓発の奨励等をおして、資質向上と本人のやる気を促し、前向きな姿勢で実践できる人材の育成に努める。

特に、日常の職務を通じて行うOJT研修では、トレーナーの設置等による育成体制を整備するとともに、職場全体でも若手職員の早期育成が図れるよう配慮する。

なお、国等での研修成果・情報については、所内会議等において、積極的に職員相互の情報共有に努める。

7 研修体系の概要

経験年数	1～2年程度	概ね3年以上									
研修目標	基礎能力の早期向上	専門能力・コーディネート能力・企画運営能力の向上 普及指導員資格の取得									
普及所段階	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">O J T (職 場 研 修)</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;"> 専門能力の向上 コーディネート能力の向上 企画運営能力の向上 </td> </tr> <tr> <td>新任期OJT(職場研修)</td> </tr> <tr> <td>エキスパート養成研修</td> </tr> <tr> <td>自己啓発研修</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">ト レ ー ナ ー 養 成 研 修</td> </tr> </table>		O J T (職 場 研 修)	専門能力の向上 コーディネート能力の向上 企画運営能力の向上	新任期OJT(職場研修)	エキスパート養成研修	自己啓発研修		ト レ ー ナ ー 養 成 研 修		
O J T (職 場 研 修)	専門能力の向上 コーディネート能力の向上 企画運営能力の向上										
新任期OJT(職場研修)											
エキスパート養成研修											
自己啓発研修											
	ト レ ー ナ ー 養 成 研 修										
県段階	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">技 術 向 上 研 修</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;"> 専門能力の向上 企画運営能力向上 普及指導員資格取得 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> (1年目)実践的農業基礎技術研修 ・県農業の現状 ・普及方法研修 ・農業経営基礎研修 ・土壌診断研修 ・病虫害診断研修 ・鳥獣被害防止対策研修 ・農業機械研修 ・新任普及員基礎技術向上研修 </td> <td style="width: 50%;"> 水田農業経営確立研修 経営強化研修 情報処理研修 農作業安全研修 流通マーケティング研修 </td> </tr> <tr> <td>(2年目)部門技術向上研修</td> <td>改良普及職員研修会</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">普 及 指 導 員 養 成 研 修</td> </tr> </table>		技 術 向 上 研 修		専門能力の向上 企画運営能力向上 普及指導員資格取得	(1年目)実践的農業基礎技術研修 ・県農業の現状 ・普及方法研修 ・農業経営基礎研修 ・土壌診断研修 ・病虫害診断研修 ・鳥獣被害防止対策研修 ・農業機械研修 ・新任普及員基礎技術向上研修	水田農業経営確立研修 経営強化研修 情報処理研修 農作業安全研修 流通マーケティング研修	(2年目)部門技術向上研修	改良普及職員研修会	普 及 指 導 員 養 成 研 修	
技 術 向 上 研 修		専門能力の向上 企画運営能力向上 普及指導員資格取得									
(1年目)実践的農業基礎技術研修 ・県農業の現状 ・普及方法研修 ・農業経営基礎研修 ・土壌診断研修 ・病虫害診断研修 ・鳥獣被害防止対策研修 ・農業機械研修 ・新任普及員基礎技術向上研修	水田農業経営確立研修 経営強化研修 情報処理研修 農作業安全研修 流通マーケティング研修										
(2年目)部門技術向上研修	改良普及職員研修会										
普 及 指 導 員 養 成 研 修											
中国四国ブロック	(2年目) ブロック提案型研修										
国段階	(1年目) 新任採用普及職員研修		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> 新任普及指導員研修 (資格取得後3年以内) </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> 専門能力の向上 </td> </tr> <tr> <td> 行政ニーズ対応研修 (水田営農、GAP導入、環境保全型農業、有機農業、経営分析、新規就農支援、6次産業化、マーケティング等) </td> </tr> <tr> <td> 農政課題解決研修 (農村地域振興、農地集積・集約化支援) </td> <td style="vertical-align: middle;"> コーディネート能力の向上 </td> </tr> <tr> <td> 専門指導力確立研修 (経験年数おおむね10～15年) </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> 企画運営能力の向上 </td> </tr> <tr> <td> 企画運営力強化研修 (新任普及所長) </td> </tr> </table>	新任普及指導員研修 (資格取得後3年以内)	専門能力の向上	行政ニーズ対応研修 (水田営農、GAP導入、環境保全型農業、有機農業、経営分析、新規就農支援、6次産業化、マーケティング等)	農政課題解決研修 (農村地域振興、農地集積・集約化支援)	コーディネート能力の向上	専門指導力確立研修 (経験年数おおむね10～15年)	企画運営能力の向上	企画運営力強化研修 (新任普及所長)
新任普及指導員研修 (資格取得後3年以内)	専門能力の向上										
行政ニーズ対応研修 (水田営農、GAP導入、環境保全型農業、有機農業、経営分析、新規就農支援、6次産業化、マーケティング等)											
農政課題解決研修 (農村地域振興、農地集積・集約化支援)	コーディネート能力の向上										
専門指導力確立研修 (経験年数おおむね10～15年)	企画運営能力の向上										
企画運営力強化研修 (新任普及所長)											

新任期普及員職場研修実施要領

とっとり農業戦略課

平成28年4月1日

1 目的

複雑化・多様化する現地課題に対応するため、改良普及員（普及指導員）の資質向上は普及組織の最も大きな課題である。このため、「協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づき「鳥取県普及職員研修基本（人材育成）計画」を定め、国・県段階での体系的な研修と自己研鑽・OJTを合わせ必要な指導能力を習得することとしている。

特に新任期には重点的に集合研修を実施してきたが、近年「専門能力」、「コーディネート能力」、それらを組み合わせた「現場対応能力」の早期習得のため、OJTの比重を高める方向となっている。一方で、OJTの内容や方法は普及（支）所や実施年等により異なっているのが現状である。

そこで、各普及（支）所での効果的かつ一定の水準を確保したOJT実施のため、新任期の普及員に対するOJTの進め方を定めるものとする。

2 研修の対象

本研修の対象者は、鳥取県普及職員研修基本計画（普及指導員等人材育成計画）に定める若手改良普及員（**経験年数1～2年程度**）とする。この内、他機関から新たに普及へ配属となった者の扱いは、普及（支）所長の判断によるものとする。

3 実施の方法

1) 研修体制

「新規採用職員育成の手引き」（鳥取県職員人材開発センター）に準ずるが、普及員の養成は普及（支）所はもとより、関係部署全体の責務との認識を徹底する。

また、普及（支）所長を中心に育成側の役割分担の明確化や情報の共有化により、効果的な支援が行える体制を整備する。

2) OJT計画の策定

普及（支）所長は、（様式1）研修実施計画書により単年度ごとのOJT計画を策定するとともに、とっとり農業戦略課研究・普及推進室へ報告する。

研究・普及推進室は、目標の達成や研修の実施について必要な支援・助言を行う。

①育成目標の設定

採用初年度は、「新規採用職員育成の手引き」に準ずるが、改良普及員育成にふさわしい単年度目標を追加して設定する。

採用2年後には、別紙「習得基準（チェックシート）」が概ね達成できることを共通の目標とする。

②活動目標の設定

新任者は、当該年度に達成したい普及指導方法または専門技術（経営を含む）に関する目標を定める。

③基礎的な栽培（飼養）管理技能の習得

普及指導活動の基盤となる基礎技術の早期習得、農家実態の把握、コミュニケーション能力の養成等を促進するため、新任期の2カ年の中で担当分野の栽培（飼養）管理の1サイクルを体験することをOJTに組み込むものとする。

ア 実施場所：管内の指導農業士、生産部役員等で普及員養成に理解のある農家で実施させてもらう。

イ 作業：受け入れ農家の指導、了解のもとに実施する。基本的にトレーナーをはじめとする先輩普及員や専技等が同行する。

ウ 必要経費：指導農家への謝礼や管理に必要な消耗品代等は予算の範囲で対応する。

4 進捗管理

普及（支）所長は、OJT責任者としてOJT計画の円滑な実施について十分配慮するとともに進捗管理を行う。

とっとり農業戦略課研究・普及推進室は、年度当初、年度中間期、1月にOJT計画、その進捗、新任者の活動状況等を情報交換できる機会を設定する。また、必要に応じトレーナー研修（会議）を開催する。

5 研修の評価及び報告とその後の対応

新任者は2月をめどに、別紙「習得基準（チェックシート）」を使い自己チェックを行う。それを元に普及（支）所長やOJT担当者と次年度の計画を検討する。

普及（支）所長は、（様式2）研修実施報告書とチェックシート及び「新規採用職員育成の手引き」による新採OJT計画達成状況報告書の打ち出しをとっとり農業戦略課研究・普及推進室へ送付する。

とっとり農業戦略課研究・普及推進室は、関係専技と今後の支援方針を検討するとともに普及（支）所長へ報告する。

(様式1)

新任者職場研修実施計画書（平成 年度、 年目）

普及（支）所名：

研修受講者氏名：

トレーナー氏名：

1 活動目標

1)

2)

2 月別研修計画

月	主な研修事項	具体的な方法
4月 5月 6月		
7月 8月 9月		
10月 11月 12月		
1月 2月 3月		

3 基礎技能の習得

1) 作目、作型等

面積等実施規模

2) 指導農家 氏 名

住 所

連絡先

3) 実施期間

指導日数

(注：採用1年目の場合、人材開発センターによる新採OJT計画書を添付する)

(様式2)

新任者職場研修実施報告書（平成 年度、 年目）

普及（支）所名：

研修受講者氏名：

トレーナー氏名：

1 活動目標達成状況

1)

2)

2 研修実施概要

時期	実施項目	具体的な内容	助言・指導内容（指導助言者名）

(注：採用1年目は、人材開発センターによる新採OJT計画達成状況報告書を添付する)